



所新開51
行日磐城市渚町番
磐福島県電話3877
編集兼行人

コンクリートのケーリン(函)

防波堤築造用で一個二五〇万円

水素会社の回答
夏季平均二万四千圓

手当平約二万四千圓

要求額四万二千余圓

労組で対策協議中

要求額四万二千余圓

手当金四二、四〇八圓を

日本水素労働組合は夏季技能検定実科試験があつた。

本九日会社よりこれに對する回答があつた。

会社の回答は甚準賃金〇

七五カ月、技能給一カ月分、家族一人五〇〇圓

泉三局併せて四十四名。

○通)を三十分以内に区分する。

試験委員として仙台郵政

小包郵便物三十個を

十七分以内に差立区分する。

試験種目として

普通郵便五〇〇通を

以上の種目に於いて實施

十二分以内に區分する

したが、此の試験の目的

書留郵便物五十通を

は郵便物を早く、正しく

組合の要求額は、基準賃

金一、五五カ月、家族一

〇〇〇圓、平均四二

四〇八圓の要求で、会

合は午後より中央委員會

を召集、対策を協議して

いるが、この會社案に對

して難色を示しており、

成行が注目される。

土地を返さぬ小作人

西白河郡にわすか五畝の水田を地主と小作人がその耕作権をめぐつて競争十年終り稻苗を引き抜き合いを演ずるという人口に比例して起きた零細農家の激増がもたらす農業悲劇があり、注目され居る折りから、それに似たケースが磐城市内に起きて関係者の仲介も功を奏さず、縣の農業委員会に訴願して居た處、本年二月大竹知事名の裁定が出たが、小作人側がそれでも聽かず益々争いが大きくなつて居る事件がある。

問題の農家は磐城市竹町櫛川さんは昭和二十年に農地の返却を要求した

地主櫛川一(三九)さん復員したときには葉子製けれど、吉田さんは三十

七月八日九時より小名浜と松の中小作人吉田利男

郵便局内にて郵便職員のさん(五九)の二人で、死亡していたので、手職する愛着と耕作権を主張

これが中之作上水道附近に人々の協力を得て清掃して實質的生活を向上させ松本慧)に昭和二十八年

去をすることになつた。

磐城市衛生課では夏季に入り、傳染病の流行季に

なえて、十三日、中之作上水道附近の塵芥の除去をする

ことをした。

吉田さんには貸與してある三十六筆

計六段五畝の内十八筆

二段九畝の耕作を櫛川さんには許可する。

と云う内容の裁定書が櫛川さんには許可する。

